

漢代邊境兵士の被服について

岡 崎 敬

匈奴とのたゞかいが漢代を通じての懸案であり、中國内地の青年が兵士としてこのため招募せられたことはいうまでもない。史記や漢書にそのあらましの状態をのせている

けれども、邊境にあつたこれら兵士の生活、いわばいかなる衣服、いかなる兵器をつけ、いかなるものを食ひ、毎日をいかに過ごすたのであるか。またそれがいかなる組織をもつて行われたかということになると從來まつたく不明であるというほかはなかつた。ところが今世紀の初頭以來中國西北の科學的踏査が行われるようになって當時の邊境防備の遺蹟から漢代木簡や遺物が實際に出土したので、この間の事情がかなり明らかになつて來た。

この場合邊境というのはこゝでは前漢から後漢にかけて匈奴と對峙する第一線であつた居延、敦煌の地方を中心とし、また西域に對する一根據地であつた樓蘭をふくめていまの甘肅、新疆省—中國西北地區の漢代遺蹟をさすことにする。

匈奴との對戦が武帝の西域經營後、次第に持久戰としての態勢をとるようになり、これら邊境の地域に中原より多くの兵士が屯田兵としてうつり住んだ。その第一線には烽燧および長城が配置せられ、敦煌の北方にあるものについてはスタイン卿(Sir Aurel Stein)の率いる探檢隊によつて二回にわたつて調査せられている。こゝからは當時使用した兵器什器の外、木簡が多數採集せられ、これについてはシャヴァンヌ²⁾(Edouard Chavannes) 王國維³⁾兩氏によ

つて釋讀がこゝろみられている。樓蘭はスヴェン・ヘディン博士が一九〇七年調査しているが、その後スタイン卿の調査によつて漢代および晉代の遺蹟⁵⁾が明らかにされた。その後一九三〇—三四年の再回中國西北科學考察團の調査の際、黃文弼氏が漢代烽燧や墳墓を發掘し、木簡その他の遺物をすくなく採集している。木簡には永光五年(B. C. 39) 河平四年(B. C. 25)、元延五年(B. C. 8)などの前漢の年號を有するものがあつて、敦煌および居延漢簡とほぼ平行するものがある。

いま我々が主としてとりあつかう居延漢簡は一九三〇—三一年居延海南方より西北科學考察團のベルグマン氏(Folke Bergman)一行によつて發見せられたものである。その木簡の釋文は勞幹氏によつて發行された。しかしその出土狀態、または他の遺物の共伴關係について充分に明らかでないのは遺憾である。

本稿では勞幹氏『居延漢簡考釋』を資料として隨時敦煌、樓蘭發見漢簡および遺物を参照しながら邊境兵士の被服を問題にしたい。この場合漢簡は被服の名稱をつたえても、その形制が明らかでなく、また出土の遺品も必ずしも漢簡

にあらわれるものと同定しうるにいたらない。居延漢簡の場合、漢簡と遺物との共伴關係を論じ得ないが、將來出土狀態や伴出遺物の詳細が明らかにされる機會もあろう。こゝではその際の宿題としてメモをとることからはじめたいと思う。

註

- (1) Sir Aurel Stein の探検隊の第二回は一九〇六年より一九〇八年まで、第三回は一九一三年より一九一六年まで行われた。第二回の調査は Serindia (1921)、第三回の調査は Inner-most Asia (1928) にそれぞれ集録されている。
- (2) Edouard Chavannes; Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan oriental, Oxford 1913.
これはスタインの採集した敦煌および樓蘭の木簡の解讀である。
- (3) 王國維「流沙墜簡」一九一四年
資料は Sir A. Stein の發掘品 E. Chavannes の前著にのせるものを小學術數方技書と屯戍叢殘の二つにわかし、後者を更に簿書、烽燧、戍役、稟給、器物、雜事の六項にわけて解説をほどこしている。
- (4) Sven Hedin の調査採集品は Folke Bergman によつて整理發表されている。
F. Bergman; Lou-lan wood-carvings and small finds

discovered by Sven Hedin (Bulletin No. 7. The Museum of Far Eastern Antiquities, Stockholm, 1935)

(5) A. Stein; Serindia. Vol. I. Text p. 369

A. Stein; Innermost Asia. Vol. I. Text p. 180

(6) 黃文弼「羅布淖爾考古記」(中國西北科學考察團叢刊之一) 北京 民國三十七年刊。

(7) F. Bergman; Travels and Archaeological field-work in Mongolia and Hsinking. A Diary of the Years 1927-37 Stockholm. 1945

(8) これによると木簡の外に弓、銅鏃、鐵斧、鏃、五銖錢その他の發掘遺物があつたようである。居延漢簡はこれらこそ参照すべきであるが、いまは敦煌および樓蘭出土品を對照しながら記載をすゝめることにする。

二

いま勞幹のあらわした『居延漢簡考釋』釋文 一卷三簿錄 之部 一器物類の條から邊境兵士の被服に關する資料をあけてみよう。

1 田卒昌邑國祁良里公士費塗人年廿三

袍一領 象履一兩
單衣一兩 絁一兩

一九六六

2 田卒淮陽郡長平南固里相口口口十二年己巳出

袍一領 大絁一兩

一九四一

3 田卒淮陽郡長平業陽里公士璽尊年廿七

褌一兩 大絁一兩 貫贊取
絲一兩 私絁一兩

四・四〇

4 田卒昌邑國宜年公士卿奉德年廿三

袍一領 象履一兩
單衣一領 絁一兩

四〇四・四〇

5 田卒昌邑國祁成里公士暴叨之年廿四

袍一領 象履一兩
單衣一領 絁一兩

四〇四・四〇

6 田卒淮陽郡長平二里公士李休年廿九

褌一領 大絁一兩 自取
絲一兩 私絁一兩

四〇四・四〇

7 田卒淮陽郡長平容里公士提緒年卅

褌一領 大絁一兩 介史貫贊取

四〇四・四〇

8 田卒淮陽郡長平口口里王口口年卅

袍一領 大絁一兩 貫贊取
絲一兩 私絁一兩

四〇四・四〇

9

10 田卒淮陽郡長平北朝里公士李宜年廿三

褌一領 象履一兩
單衣一領 絁一兩 貫贊取

四〇四・四〇

11 田卒淮陽郡長平東洛里公士尉充年卅

褌一領 私單絁一兩 貫贊取
絲一兩 私絁一兩 大絁一兩

四〇四・四〇

12 田卒淮陽郡長平市陽里公士宋建年廿二

褌一領 貫贊爲取

四〇四・四〇

13 田卒淮陽郡長平北利里陳世年廿三

褌一領 大絁一兩 貫贊取
絲一兩 私絁一兩

四〇四・四〇

14 田卒淮陽郡長平二里公士雲象年廿三

襲一領 貫贊爲取

五三・三
五三・三
五三・三

15

襲一領 桌履一兩
裋衣 絳一兩

五三・三

16 田卒昌邑國祁靈里公士包建

襲一領 素履一兩
單一領 絳一兩

五三・三

17 田卒淮陽郡壽堂邑里上造趙德

練復袍一領 蓋二
練復袍一領 絳二兩

牛車軛一兩
各縣官門給

畫方矢一
畫一領 絳二兩

四八・一四上

18 南陽郡戍卒
帛布單衣一領 (帛)

五七・二

19 戍卒南郡樓見轅里
何粗利衣囊

三六・八

20 戍卒濟陰郡定陶池上里史國

縣官帛袍一領 三斤
縣官帛裘襲一領 四斤四領

縣官帛布二兩一領
縣官帛布絳一兩七斤

縣官桌履二兩
縣官帛二兩
縣官革履二兩不聞

五九・三

21 戍卒南陽宛叩壽里 卽卽早裋衣一 卽卽亥自取 元・四

22 睢陽戍卒日尉里王桂

梁袷裏一領

阜布復袍一領

國阜布裋衣一領

阜布復袴一領

桌非一兩

常庸二兩

一七九・二

23 執胡際卒長壽里張敬 衣一絳一履絳

四二・六

24 曲 亭卒第十五車憲平里陳尊

襲一領
桌履一兩

四九・二

25 里蘇置年七 四白復袍一

一五九・二六

26 魏華里大夫曹

阜布復袍一領

阜布車裋衣一領

練復襲襲一領

一〇一・三

27 際長董福

絳直五百

大人積居官袍直五百際卒張偃

客 偃

負 三卒主 一直錢五百

負 第二卒廣 布復袴一直

負 卒傳勝復襦一直

二五・七

28 吞遠候史李敖之 負不侵卒解萬年劍一直六百五十 凡千冊

二五・七

29 第卅四卒呂護買布復袍一領直四百又從鄆卒李忠買阜布

前長方取

30 建始 十二月十七日張 賈練復襦一領

二月五日

前長方取

五三・一〇(面)
五三・一〇(背)

31 □□既 自言五月中旬饋賣卓復袍一領直千八百甲百五十

□□賣 纈長袍一領直二千
卓綉一兩直八百 居延平里男子平取 三〇・六元

32 一縑復襲布復襦布單襜褕各一領章單袴布襪革履裘履各

33 官章單衣一領 官布囊一 私章單袴一兩

官布復袴一兩 官棠履一兩領 私布囊一 官□二 □
三・七元

34 縑復袍一領一領 破蓋苑一 白布衿襦一領 白布單衣

一領 白布巾一 卓復袴一兩 白革履一兩 ●右在官 二〇・三

35 布復袍一領 □□百自取一□□二兩 其一自取

布復袍一領 □□□自取 布絺二兩 豪十月辛酉取一 棠履一兩 □□望虜 三三・元

敦煌附近からスタインの發見したものにほゞ同時期、同形式の木簡がある。この中の被服關係資料を次にかゝげ

42 神爵二年十月廿六日陵胡隊長陸仲□買卒寬惠布袍一領

值□千 T. vi. b. i. 42

43 神爵二年十月廿六日廣漢縣廿(鄭)里男子(節)寬惠布

袍一陵胡隊長張仲(孫)用買錢千三百(不)(在)(正)(月) □□□至□□□□□□(正面)

(正)月書(符)用錢十時在旁候史張子卿戌卒杜忠知卷約
□沽(旁)二斗 (反面) T. vi. b. i. 191

72 戌卒河東屈東邑里張奉上

卓布袍一領 出 縑行破一 出
白練(裘)袍一領 出 尚布二兩 出
卓布單衣一領 出 狗布絺二兩 出
卓布袴一兩 出 T. vi. b. i. 154

79 李龍文袍一領直二百八十七襲一領直四百五十

T. vi. b. i. 56

351 ……中陽里大夫呂年

布復衣一領

□復襲一領

棠履……………

T. xiv. ii. 85

さて以上の木簡にあらわれた被服は田卒、戌卒、亭卒などの給與をしめすものが大部分で、なかには隊長、候史などの名前がみえるが、これは兵卒との被服賣買關係をしめす文書である。

居延簡1—17は田卒の、18—22は戌卒の、24は亭卒の被服の一組をしめし、敦煌簡72は戌卒のそれである。ことに1—16はほゞ相似た書式をしめしている。すなわち、(1)兵卒の種類、(2)出身郡國里、(3)爵、(4)姓名、(5)年令、(6)被服の形であり、最後のものは官給の被服であろう。「自取」

とあるのは本人自身でうけとつたものであらうし、「介史貫賛取」「貫賛取」「貫賛爲取」というのは淮陽郡のもののみみえ、本人のかわりに貫賛という人がうけとつたのであらう。貫賛の名がしばしばあらわれること、淮陽、昌邑二郡國の名と書式の同一なること、また原簡番號の相近きもののあることをあわせ考えると、1—16までの簡がほぼ同時の簡であると考えて差支えなからうと思う。ところがこの簡と参照すべきものとして次の簡が知られている。

……(司)馬長史即吏卒民屯亡者具署郡、縣、名、姓、長物、色、房、衣服、齋操、初亡年月日、人數、白報與病已●謹案屬丞始元二年戌田卒千五百人爲驛馬田官寫涇渠迺正月己酉淮陽郡…… 五二・一七 三三・五

これは吏卒の死んだ際報告すべき書式と始元二年に戌田卒が千五百人あつたこと、また淮陽郡などの兵士がすでに考えられることをしめしている。つまり邊境の兵士はこの簡の書式つまり1—16の書式の形で掌握されていたのであり、これが兵籍とともに被服供與の實際をしめし、又、死亡、逃亡などの事故の際はこの書式で報告されたのである。吏卒の名簿はその名稱をしめす簡がのこっているが、1—16

は吏卒被簿の斷簡とも稱すべきものであらう。始元二年の木簡は五一三・一七および三〇三・一五の番號が附されている。この原簡番號の意味は明らかでないが、出土地點と遺物番號を意味するならば、前引淮陽郡、昌邑國出身田卒の簡に五一三(14・15)および三〇三(4・5・6・7)の番號を有するものがある。この始元二年をたゞしいとすれば、これらの資料を始元二年(B.C. 85)ころ、すなわち前漢昭帝の初年ごろにあてることが考えられるのである。こゝにあらわれる兵卒の種類は田卒、戌卒、亭卒であるが、居延漢簡にはその他河渠卒・庫卒の類があり、また別に騎士の一群がある。いまその出身地別にならべてみたのが第一表である。戌卒、田卒、河渠卒、亭卒はつまり烽燧警備、または屯田の兵卒であり、いわば歩兵である。この出身地は山東、河南の中原内地でしめられている。郡國でいえば淮陽郡、昌邑國、汝南郡、魏郡などが數多くあらわれる。これに對し騎士は昭武、氐池、顯美、居延縣をはじめすべて張掖郡出身に限られているのは注目値する。

漢書宣帝本紀によると神爵元年(B.C. 61)四月後將軍趙充國、彊弩將軍許延壽をつかわして西羌征伐を行つたが、

第一表 居延漢簡にみえる兵士の出身地

	郡	國	戍卒	田卒	亭卒	河渠卒	庫卒	(不明)	騎士
河北省	鉅鹿郡	郡國郡	○○○	○	○				
河	河南郡	郡國郡	○○○	○○○				○	
南	魏郡	郡國郡	○○○	○○○			○	○	
省	弘農郡	郡國郡	○○○	○				○	
陝西省	梁南	郡國郡	○○○	○				○	
山東省	陳留	郡國郡	○○○	○				○	
山西省	汝南	郡國郡	○○○	○				○	
四川省	漢中	郡國郡	○○○	○		○		○	
甘肅省	濟南	郡國郡	○○○	○○○				○	
	昌大	郡國郡	○○○	○○○				○	
	河東	郡國郡	○○○	○○○				○	
	蜀郡	郡國郡	○○○	○○○				○	
	張掖	郡國郡	○○○	○○○				○	

「三輔中都官徒弛刑、及應募依飛射士、羽林孤兒、胡越騎、三河・潁川・沛郡・淮陽・汝南材官、金城・隴西・天水・安定・北地・上郡騎士、羌騎」を動員して金城にいたつた。

趙充國傳ではこの際充國は騎兵の使用が多大の出費をもなうことを指摘し「願罷騎兵、留弛刑應募及淮陽・汝南步兵與吏士私從者合凡萬二百八十一人」とのべ、屯田の計を奏上している。また淮陽・汝南の歩兵の名がみえることは興味がある。

居延においては史記武帝紀には太初三年(B.C.102)「強弩都尉路博德築居延」とみえているが、居延簡において始元二年(B.C.85)に「戍田卒千五百人」とみえる。この際すでに淮陽郡の名がみえるが、先にあげた1—16の本簡がこれとほゞちかいものとすれば、趙充國の屯田の計の前にすでに淮陽郡出身の青年がおりこまれていたのである。

* * *

以上の説明で、はじめにあげたものはおおむね中原内地出身の歩兵つまり田卒、戍卒などの服装をしめすものであることは明らかである。その被服は官給品であつて、個人所有のものとはくに「私」とことわつてゐる。この間の區別は明確でないが、兵卒と隊長その他と互いに賣買した例が少くない。ではこれらの被服はいかなるものである

か次節で検討することしよう。

註

(1) 居延簡の上に附した番號は本稿の記載を便ならしめるため任意に附した番號であり、下の番號は勞榦『居延漢簡考釋』釋文之部に附す原簡番號である。

(2) 敦煌簡の上に附した番號は E. Chavannes の著書に附した番號、下の番號は Sir A. Stein の敦煌における遺蹟遺物番號である。

(3) 戊卒燧得安國里母封建國病死官官一領 錢二百廿 初元五年九月

終一兩

庚午病居令史 史廿四 元七

(4) 肩水候官關係のものとしては○元康三年盡四年九月戊卒簿、

肩水候官元康五年五月鄭卒名があり、甲渠候官關係のもの

としては居延甲渠候官本始三年正月盡三月吏卒賦名簿、甲渠

甲官建始二年正月鄭卒名簿、甲渠候官居攝二年三月吏卒廩名

簿がある。また甲渠萬歲候長就部五鳳四年十月戊卒被簿、北

部候(永)光三年六月卒廩名簿、吞遠部五鳳四年戊卒被簿、第

廿三第倉河平四年十月吏卒廩名簿、第廿二徐受なる簡

があり、候官、部、隊にいたるまで帳簿がある。これらの帳

簿は錢穀の出入、守御器など各種があつて、各候官、候・隊

がこれによつてむすびあわされている關係を知ることが出来る。

勞榦の簿録として收めた木簡の大部分は實はこの斷簡に

ほかならぬのであつて、その復原的研究が第一に要求せられる

わけである。

(5) 三〇三・三九、五一三・二三は「延壽通太初三年中又以負馬

田敦煌延壽與俱來田事己」とある。太初三年 (B. C. 102)

は史記武帝紀によれば路博德が居延を築いた年である。たゞ

しこの簡の紀年とはならない。三〇三・五および三〇三・三

〇には元鳳三年 (B. C. 78) 三〇三・一二は元鳳三年十月の

年號があり三〇三・四一に「元鳳六年六月壬寅朔索佗令史

母憂」(B. C. 75) とある。又三〇三・一八「詔夷虜候章發卒

曰持樓蘭王頭詣敦煌留卒十人女譯二人留守證」という簡があ

り、漢書昭帝紀および西域傳に樓蘭王の頭を切つて長安にお

くつたのは元鳳四年のことである。おおもね昭帝代の簡がか

たまつてゐる。

(6) 錢文字『補漢兵志』に次の如くいつてゐる。

「大抵金城、天水、隴西、安定、北地、河東、上黨、上郡多

騎士、三河、潁川、沛郡、淮陽、汝南多材官、江淮以南多樓

船士、其興發量地遠近、若宣帝以沛郡、淮陽、汝南征西羌、

蓋罷民矣。」

材官の性質については大庭脩「材官攷」——漢代兵制の一斑に

ついて(龍谷史壇第三十六號昭和二十七年)を参照。また勞

榦氏に「漢代兵制及漢簡中の兵制」(國立中央研究院歷史語言

研究所集刊第十本民國三十七年刊)がある。第一表の作製に

あたり藤枝晃助教の御協力を得たことを銘記したい。

(7) 勞榦はこれを隊長、候長は多く邊郡の人で、衣物を賣るのは

おおもね山東蜀漢の人であるから、その間における交易を考

えようとしている(勞榦『居延漢簡考釋』考證之部)。

三

1—16まで居延簡によると襲、袍、單衣、袴、紵、屨が一組になつてゐる。この外に襦、襜褕の名がみえ、また別に襲¹⁾(33・35)がある。しかしもつとも共通なものは前の一組である。いま次にその個々の解説をこゝろみよう。

襲 『釋名』釋衣服に「褶襲也、覆上之言也、又留幕北異州人所名、犬褶下至膝者」とみえ、褶と同義としてゐる。『急就篇』褶の字の顏師古の注に「褶重衣之最在上者、其形若袍、短身而廣袖」とみえる。王國維は「儀禮」士喪禮鄭玄注などをひいて襲と褶が同義であつたことを説明する。漢簡中にはたゞし褶の名はあらわれない。おおむね襲と袴、襲と袍と袴がくみあわされ、また敦煌簡(79)のように袍の値が一領二百八十七に對し、襲は四百五十であり、上衣であること、また外衣であることがわかる。帛、縑、裘の襲があるが、その實際はいま一つ具体的でない。關東州營城子漢墓壁畫にみる兵卒像²⁾、東京大學工學部藏畫像石第五石田獵の圖(第一圖)にみえる兵卒の上衣の如きを想像すれば、師古の注にちかいものになる。

袍 『釋名』には「袍者丈夫著、下至附者。袍苞也。苞

內衣」とみ

える。內衣

として襲の

したに着た

ものである

う。「帛」

「布」「紗」

などを材料

とする。

袴 袴はおほくは

袴につくつてゐる。

『說文』には「袴脛

衣也」とみえ、『釋

名』には「袴跨也。兩

股各跨別也」とみえ

る。ズボン状の下衣

である。材料として

「布帛」「韋」がある。



第一圖 襲と袴 (左) 東大工學部藏畫像石 (右) 南滿洲營城子古墳壁畫

にそまるのをいさめて「其得漢繪絮、以馳草棘中、衣袴皆弊、以視不如旃裘堅善也」とみえ、旃裘の衣袴のあることをいつている。カズロフ探検隊の調査した北蒙古ノイン・ウラ(Moin-Ula)古墳からは毛織の袴が出てゐる。これは長さ一四廻をはかるが恐らく漢代北方族—匈奴—の袴である。黄文

弼氏は樓蘭烽燧中から出土した麻織の袴形品

(第二圖)

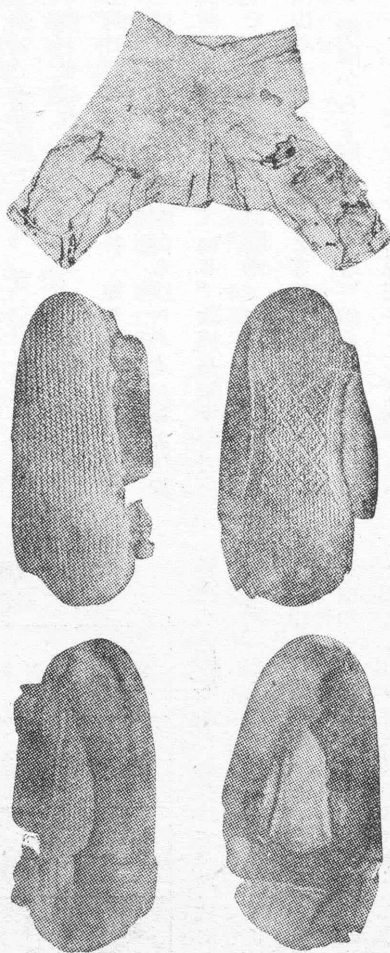
を紹介している。長六八・〇廻こ

れを合襠褌とよんでいる。長さが短いから袴とはいへぬかもしれないが、袴の形制を伺うに足る。前引營城子壁畫や畫像石からも袴をはいているところを伺えるであらう。

單衣・襠褌

單衣は襠褌ともかいている。『釋名』には

「襠褌言無裏也」とみえ、『說文』には「襠褌不重」とみえる。『釋名』には「荊州謂襠褌曰布襠亦是也、襠褌言其襠褌宏裕也」という。「方言」では「襠褌江淮南楚謂之襠褌、自關以謂之襠褌、其短者謂之短褌」という。『急就篇』顔師古注に「襠褌直裾襠褌」と説明して、單衣と襠褌が同



第二圖 樓蘭漢代烽燧出土
被服類(上)袴?(下)履

ている。

紵

『釋名』に「襠末也、在脚也」とあり、『說文』には「襠足衣也」とある。「淮南子」説林訓には「鈞之縞也、一端以爲冠、一端以爲紵、冠則戴致之、紵則屨履之」とみえる。漢簡中配列の順よりいつても「靴下、足袋」に相當す

義である場合があつたようである。勞榦氏は襠褌は短く、襠褌は長いもので、其の源は一であつたと考え

襲八千四百領、袴八千四百領、在六月甲辰、遣日常草
萬六千八百

四二・一

とみえるように、襲袴は八千四百という大量が輸送されて
いる。このかき方でみると、襲袴一組の制服である。

漢簡中に兵器、器物にあきらかに中原の製品たることを
しめすものがある。

たとえば敦煌簡によると

39 杜充

□刀一完 鼻緣双麗 麗不磴磴 神爵四年繕 盾一完

元康三年 南陽工官造

T. vi. b. i. 1

40 □刀一完 鼻緣双麗 麗不磴磴 神爵四年繕 盾一完

神爵元年寺工造

T. vi. b. i. 10

とみえて盾は南陽工官、考工¹³⁾(寺は考のあやまりか?)の
造になるものであることがわかる。居延簡中に

出四百卅邯鄲銚二枚

三六・元

銚(農具)に邯鄲製品のものがある。

武器は前記のように工官製品のあることは明らかである
が、被服類が服官でつくられたかどうかはいまのところ明
らかでない。漢書地理志に陳留郡襄邑と齊郡臨淄に服官の

名が注されている。臨淄の方は漢書元帝紀初元五年李斐注
に

齊國舊有三服之官、春獻冠幘、綬爲首服、執素冬服、

輕綃爲夏服凡三。

といふ、元帝の初元五年(B.C. 4)に緊縮政策によつて
廢止されているので、主として宮廷用の絹帛をおつたこと
がわかる。しかし居延簡中「廣漢郡」「河内郡」の布帛た
るをしめすものがあり、敦煌發見絹布に「任城國」の縑の
墨書があるものがあり、布帛の形で、もたらされ、下給ま
たは賣買された様子を伺うことが出来るのである。

出廣漢郡八稷布十九匹八寸大半寸四千三百廿給吏秩百

一人元鳳三年正月盡六月積六月

三三・三 九・五

出河内廿兩帛八匹三尺四寸大半寸直二千九百七十八給

吏一人元鳳三年盡九月積八月少半日奉

三三・五

受六月餘河内廿兩帛正月入五口、二尺少半直萬三千五

十八

三六・八

今母餘河内廿兩帛

三三・三

539 任城國亢父縑一匹幅廣二尺二寸重廿五兩直錢六百一十

八(面)□□元(背) T. xv. a. i. 3

さて衣服の材料は絹、麻、毛皮などは漢簡中にもあらわれ、又敦煌および樓蘭から見出されているがこゝに注意を要するのは木棉 (Cotton) である。

これは敦煌長城地帯に於けるスタイン第二回の調査の際、かなり木棉とおぼしい布片を採集しており、その一片 (I. xxxvi. a. 002) はハナウセク博士 (Dr. Hanusek) によつて分析の結果木棉であることが明らかにされている。樓蘭ではスタイン第二回探検の際 L・A および L・B 出土品に木棉のあることが分析によつて知られた。これは西晉代のものである。第三回探検では樓蘭 L・C の漢墓發掘の絹織物とともにかなりの木棉製品が發掘された。これは他の出土遺物からみてほど後漢代にあてられよう。¹⁵⁾ この回、スタインは敦煌長城地帯でも木棉衣片を木簡とともに採集している。後漢書西南夷傳哀牢夷の條に、

土地沃美、宜五穀蠶桑、知染采文繡、剗縫帛疊蘭干細布、織成文章、如綾錦、有梧桐木華、績以爲布、幅廣五尺、潔白不受垢汗、以覆亡人、然後服之。

とみえ、これを藤田豊八博士は帛疊、白疊、白縹の普通とし、木棉に比定せられた。¹⁷⁾ また後漢書^{卷五}馬援傳に馬援が

未だ世祖につかえず、涼州にあつた時、隗囂のために蜀に帝を稱していた公孫述に使したことがあつた。公孫述は馬援のために都布單衣を制したことをしるしている。藤田博士はこれを木棉として解釋せられた。たゞ博士が綿および綿織物が中國に入つたのは其初中央アジアからであるというヒルト (F. Hirth) の説を批評して「今傳うる史料からいえば西域の産物として知られたのよりは南方の産物として知られたのが早い。すなわち帛疊若くは白疊が後漢明帝の頃に哀牢夷の産物として漢人に知られ、呉の孫權の時諸簿 (Java) の産物として呉人に知られたのは文帝の時西域の産物として魏人に知られたのよりも更に古い」とせられている。敦煌、および樓蘭のスタインの記述を正しいとすれば漢代にすでに西北邊境では木棉製品が使用されていることになり、將來更に検査を要するのである。

衣服の外、服飾具とみるべき資料はすくない。たゞ

陳比一具 ^{四・三}

という居延簡がある。陳は師にちかく「師比一具」とよむべきではないかとおもう。漢代に帶鉤を犀毗、鮮卑、師比とよんだことは、漢書匈奴傳およびその顏師古注、『戰國

策』趙策などにみえ、江上波夫教授の考證もあることであるから、ここでは敦煌長城地帯においてスタインが (T. xviii. 001) またスタインや黃文弼氏が樓蘭で數個の帶鈎を採集していることを附記するにとどめる。ただしこの帶鈎は一般兵士の使用品であつたかどうかは疑問がある。

註

- (1) 案は「ふくろ」である。「説文」に「囊、囊也」とある。黃文弼「羅布淖爾攷古記」圖版二二14に麻の「ふくろ」をのせている。黃氏によれば、寬四六・五糎、高三一・〇糎、漢簡とともに古烽燧中より出土したものである。
- (2) 王國維「胡服考」(觀堂集林二十二) 原田淑人博士も急就篇褶の顏師古注によつて褶を短身な衣であると解されている。
- 同博士「漢六朝の服飾」(東洋文庫論叢第二十三昭和十二年) 一二〇頁。
- (3) 森修・内藤寛「營城子」前牧城驛附近の漢代壁畫墓(東方考古學叢刊第四冊 昭和九年) 圖版第四〇、四一。
- (4) 原田淑人博士「漢魏六朝の服飾」圖版一三。
- (5) Camilla Trever; Excavations in Northern Mongolia (1924—1925), Memoirs of the Academy of History of Material Culture II, Leningrad, 1932, 22—2
- (6) 黃文弼「羅布淖爾攷古記」圖版二一七。
- (7) 那波利貞博士「唐天寶時代の河西道邊防軍に關する經濟史料」

- (8) (京都大學文學部研究紀要 昭和二十七年) 一二二頁。加藤繁博士「支那經濟史概説」五八頁。
- (9) A. Stein; Serindia Pl LIV
- (10) A. Stein; Innermost Asia Pl. XLVI
- (11) A. Stein; Serindia, Pl XXXVII
- (12) たゞこの出土地は L. A. vi. ii, L. B. iv. ii であつて、西晋代のものと考えられる。
- (13) A. Stein; Innermost Asia, Pl. LXXXVIII. L. H. 04. Stein はこの墓を L. C. と同時期と考えてゐる。これは毛織である。
- (14) 黃文弼「羅布淖爾攷古記」圖版二〇。
- (15) A. Stein; Innermost Asia, Vol. I, Text p. 232
- (16) 南陽工官は前漢書地理志にみえる。Chavannes のよんだ寺工は考工のあやまりか、漢書百官表によれば宮中の諸器具を製造するため少府に考工室・東園匠・尙方の三官をおいた。武帝の太初元年考工室は單に考工と改められた。
- (17) 加藤繁博士「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一般」(東洋學報八ノ一・九・一・二)、『支那經濟史考證』(上所收)
- (18) いま器物製作の個所を明らかにするため前漢代に於ける官營工業(工官、鐵官、服官)の表を次頁にかゝげる。
- (19) A. Stein; Serindia, Vol. II, Text p. 721 以下からは「步兵送」となつた紙の文書が出てゐる。Chavannes ibid. p. 151 の cotton がうかなる棉をさすかは、將來の検査にまちがう。
- (20) A. Stein; Innermost Asia, Vol. I, Text p. 232



圖 (山東省孝堂山畫像石室)

第三表 前漢代における官營工業
(漢書地理志などによる)

郡名	工官	鐵官 (工官と同一のもの)	服官
河内郡	懷縣	隆慮縣	
河南郡	滎陽縣	滎陽縣	
潁川郡	陽翟縣	陽城縣	
南陽郡	宛縣	宛縣	
濟南郡	東平陵縣	東平陵・歷城縣	
泰山郡	奉高縣	贏縣	
齊郡			臨淄縣
陳留郡	雒縣		襄邑縣
廣漢郡	成都縣	臨邛縣	
蜀郡			

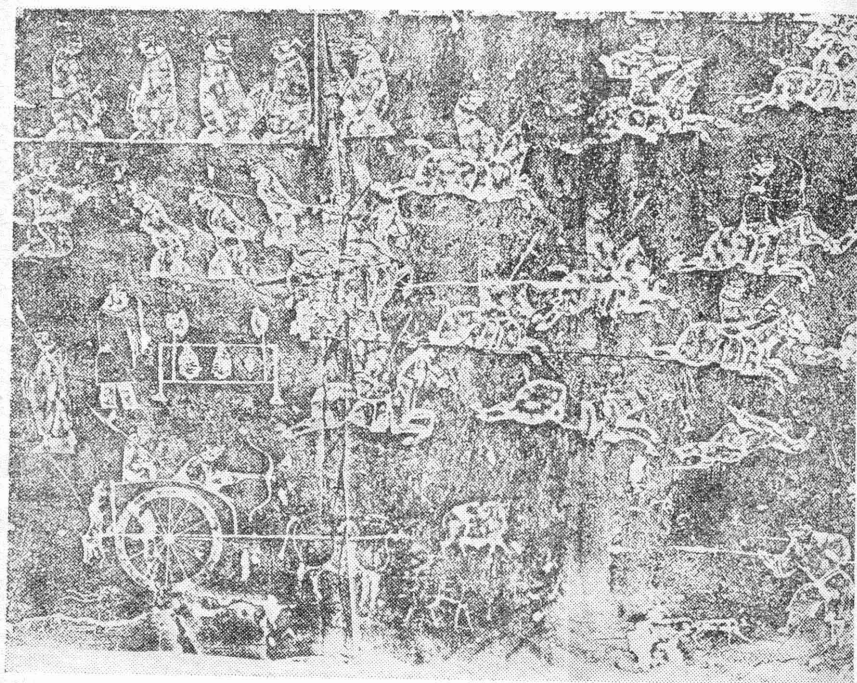
註(13)参照

(16)

L. C. i. 06 portion of padded cotton garment (Pl. XLII), L. C. i. 011. Fr. of cotton damask (Pl. XLII, LXXXVII)

A. Stein; Innermost Asia.

Stein が確實に cotton とするものは T. XL f. 018 Fr. of cotton canvas (p. 420) および T. XLIII, h. 07 Fr. of plain cloth, cotton (p. 423) である。前者の出た遺蹟を漢式の tower と考えており、絹製品や木簡、貨泉が見出され、後者の遺蹟からも六十以上の木簡がみ



第二圖 戦 闘 の

られ、中に紀元前三九年および、紀元後一三年の年號を有するものがある。

(17) 藤田豊八博士「棉花棉布に關する古代支那人の知識」(東西交渉史研究所收)。

(18) 藤田博士前書五四五頁。

(19) 江上波夫「徑路刀と師比」(ユーラシア古代北方文化所收)一四九頁。

(20) A. Stein; Serindia, Pl. LIII, T. XVIII, 001 帶鉤としてはかわつた形式のものである。ここからは「甘露二年(B. C. 52) 騎士……」とある木簡が出つゝる。

樓蘭からは L. A. 00177. d. (Serindia, Pl. XXIX), C. Ci. 05 (Innermost Asia, Pl. XXIII) 及び黃文弼前著圖版九の44・45・46。

四

以上のべてきたように我々のとりあつかつたのは邊境兵士の被服、ことに河南・山東を中心とする郡國出身の戍卒、田卒―歩兵の被服である。かれらは襲、袍の上衣に、袴をつけ、絺の上に履をはいた。この衣と袴はもつとも行動に便な日常一般の服裝であつた。

漢族の衣服はもとく、上衣下裳であつたという。

王國維は

蓋古之裳衣本乘車之服、至易車而騎則端衣之聯諸幅爲裳者、與深衣之連衣裳而長且被土者、皆不便於事、趙武靈王之易胡服、本爲習騎射計則其服上褶下袴之服、可知此可由事理推之也。

とのべ、裳衣はもと／＼乗車の服で袴褶は騎射に便である。つまり袴褶の制は胡服によるものと説明している。前漢では漢書景十三王傳に

廣陵王去殿門有成慶畫短衣大袴長劍去好之作七尺五寸被服皆效焉。

また武五子傳に

故昌邑王衣短衣大袴皆冠惠文冠。

とみえる。武人に短衣大袴のあつたことがわかる。袴をはくのは胡服によつたものかも知れないが、短衣は漢書叔孫通傳に

通降漢王、通儒服、漢王憎之、酒變其服、服短衣楚製、漢王喜。

とあり、楚制に従つたのかも知れない。

いずれにもせよ上衣下裳の深衣は漢朝の正服であつた。

漢代宮廷機構の確立と絹織物のいちじるしい發達は服飾をきはめて繁縷にし、後漢書以降にはこのため特に輿服志を設けるに至つてゐる。しかし我々が漢簡でみるように一般の兵卒は襲と袴をはく、後にいう袴褶の制にほかならなかつた。これはおそらく中原内部でも同様であり、ひきつゞき後漢以降も用いられた。山東省孝堂山畫像石や營城子壁畫にみえる兵士の圖はまさに袴褶といえよう。孝堂山畫像石(第三圖)にみるように、この服裝は騎馬の兵士のみならず、歩兵にも用いられてゐる。又一般庶民の作業の衣であつたことがわかる。王國維はこれをすべて胡服の影響といっているが、少くも胡服に似てゐることはうたがない。むしろ胡服に似た作業に便利な襲袴¹⁾、袴褶が前後漢を通じて一般庶民、兵卒の間に通行してゐたものとおもわれる。魏志崔琰傳に太祖が并州を征した時琰を世子文帝の傳とした。文帝が田獵に出て服をかえ、驅乘しようとした時、琰は猥に「虞旅之賤服」をきることをいさめた²⁾と記してゐる。つまり乗馬にも用ゐる袴褶の制が一般兵卒のきる服であつたことをしめしてゐる。かくて漢簡にいう襲袴は袴褶の先承とみとめて差支えあるまいとおもわれる。

- 註
(1) 王國維「胡服考」(觀堂集林所收)。
(2) E. Chavannes: Mission archéologique dans la Chine septentrionale. Planches, Pl XXVIII, Paris, 1909
(3) 關野貞「支那山東省に於ける漢代墳墓裝飾附圖」第百五十四圖 東京帝國博物館藏畫像石第三石。

* * *

本稿を要約すると、

(1) 居延漢簡にみえる田卒、戍卒の被簿が、一定の書式をもっている。1—16までの木簡は始元二年(B.C. 85)ごろのものにあてることがある。そうすると神爵元年(B.C. 61)の趙充國の屯田之計以前に淮陽郡等出身の田卒が居延に屯田を開始したことが考えられる。

(2) 田卒・戍卒など兵卒の被服は官給品であつて、襲、袍、單衣、袴、屨などの一組がある。屨は敦煌、樓蘭より實物が見出されているが、その他は實物を以て明示する段階でない。『說文』『釋名』などをひいてくだしく説明したが、いま一つ實體の明らかならざることを白狀せざるを得ない。兵器、器物の中には中原の工官などよりおくられたものがあり、又布帛の中に「廣漢郡」「河内郡」の地名

を有るものがある。被服の材料は大部分が麻で、絹や皮も用いられたが、樓蘭や敦煌にスラインによれば木棉製品が知られているので、今後更に注意を要するのである。

(3) 漢簡中にみえる襲袴は後にいう袴褶の制と同じものである。王國維は胡服の影響をとくが、胡服によく似た襲袴—袴褶が漢代を通じて一般兵卒騎士のみならず歩兵をふくめて通行したこと。これはひきつゞき三國以降にも及んだことは崔琰のことばなどから明らかである。六朝に入つて、漢の禮服の權威がすたれ、上層部にも次第に活動的な袴褶の制が採用せられた。北族との交渉もあつてひろく普及したことは王國維氏のとく如きであつたろう。

* * *

以上が居延漢簡整理中におけるわがノートである。

附記 本稿は昭和二十七年度文部省科學研究費による『カラホト

附近出土漢代文書の整理並にそれによる漢代史の綜合的研究』(森鹿三教授指導)の一部として、昭和二十七年一月京都大學人文科學研究所における研究發表に手を加えたものである。(昭和二十八年一月)

On the Soldier's Clothing in the Han Frontiers

Takashi Okazaki

The author examines what is told on the soldier's clothing in Lao Kan's edition of the Etsin-gol MSS. in the light of the archaeological

objects brought forth by the same expedition as well as those found by Sir Aurel Stein at Tun-huang and by Huang Wên-pi at Lou-lan.

The registers of colonist soldiers and ordinary soldiers who were entitled to the clothing of government supply seem to be dated 85 B.C., suggesting that colonization by soldiers of Haui-yang (淮陽) and other origins in the Etsin-gol region had begun before 61 B.C., when Chao Ch'ung-kuo (趙充國) submitted to the throne a project of colonization by soldiers. The registers tell us that they came mostly from Ho-nan and Shan-tung. The soldier's clothing, which consists of hsi (襲), pao (袍), tan-i (單衣), k'u (袴), mo (緹), li (履), etc., was supplied by the government. Of those mentioned above, hsi, k'u, mo and li mean coat, trousers, socks and footgear. The li were discovered at Tun-huang (敦煌) and Lou-lan (樓蘭). There are some MSS. which tell the districts of origin of cloth, to wit, Kuang-han (廣漢) and Ho-nei (河內) provinces. The material was largely linen and to some extent silk and leather. Sir Aurel Stein discovered pieces of cotton cloth at Tun-huang and Lou-lan. Probably the hsi and k'u became the later k'u and hsi, which resemble the clothing of the northern Asiatic nomad, and they were in the Han period in use as clothings not only of mounted soldiers but of the infantrymen and the common people, and as the result of the contact with the northern nomads in the Six Dynasties this system of clothing spread among the populace as already pointed out by Wang Kuo-wei (王國維).